

まぜってみっぺし コーナー

「認知症サポーター養成講座」

「ヤモメの会」

〈令和会〉



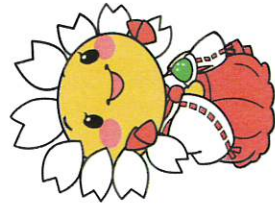
「公園でラジオ体操！」



「となりの会」



「昔語りの会」



生活支援コーディネーター 佐藤 雅子

地域ケア会議

11月は地域の協力を得ながら、一人暮らしをしている方が、今後安心して生活できるようにするための支援方法について検討しました。



12月
1月の予定

《昔語りの会》

12月22日 (木) 14：00～15：30

令和4年1月27日 (木) 14：00～15：30

冬場は日短いのので時間は14：00～15：30といたします。

※開催場所はどちらも『西部包括』支援センターです。

《認知症サポーター養成講座》

12月15日 (木) 14：00～15：30

令和4年1月20日 (木) 14：00～15：30

イートース通信

シリーズ
権利擁護⑫

『障害者差別解消法について』

平成28年にスタートした「障害者差別解消法」(正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)は、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくる」ことを目的としています。

障害者差別解消法では何が求められるの？

不当な差別的取り扱いの禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

対象となる障害者は？

この法律の「障害者」とは、障害手帳を持っている人だけではなく、心や体のはたらきに障害のある人(発達障害も含む)その他の日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。
不当な差別的取り扱いの具体例

- 受付の対応を拒否する
- 本人を無視して介護者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- 学校の受験や入学を拒否する
- 障害者向け物件はないと言って対応しない
- 介護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

～次回1月号では、引き続き「障害者差別解消法」の「合理的配慮」について掲載します～
地域包括支援センターは福祉の総合相談窓口です。いつでもお気軽にご連絡ください。



雪渡り/宮沢賢治